

## 第1編 総論

### 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、佐倉市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定する。

#### 1. 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ 【国民保護法第3条・第16条・第35条】

##### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

##### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2. 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への備えと対処

### 3. 市国民保護計画の特色

#### (1) 策定の基本的な考え方

本計画の作成にあたっては、「基本指針」及び「県国民保護計画」に基づき、「佐倉市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）」及び「市町村国民保護モデル計画」を参考に作成した。

#### (2) 佐倉市の実情・特色にあった計画

本市においては、人口集中の見られる住宅地域のほか、田園地域、商工業地域等多様な地域特性を有していることを配慮し策定した。

#### (3) 初動体制を充実

緊急事態が発生した場合における初動対応を切れ目のないものとするよう体制の充実を図った。

#### (4) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障害者等の要配慮者をはじめとして、市民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

### 4. 市地域防災計画等との関連

#### (1) 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。

これらの一部については、地震等の自然災害発生時などに対処するための「市地域防災計画」の内容を参考とする。

なお、国による武力攻撃事態等の認定が行われる初動段階においては、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じて「市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

## 5. 市国民保護計画の見直し、変更手続 【国民保護法第35条・第39条】

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、佐倉市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針を以下のとおり定める。

### (1) 基本的人権の尊重 【国民保護法第5条】

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民保護法第6条】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供 【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保 【国民保護法第3条】

市は、国、県、近接市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力 【国民保護法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民

は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、佐倉市消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

**(6) 高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 【国民保護法第9条】**

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、外国人への国民保護措置の適用については、日本に居住し、又は滞在している外国人について、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

**(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 【国民保護法第7条】**

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われているなど、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

**(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 【国民保護法第22条】**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

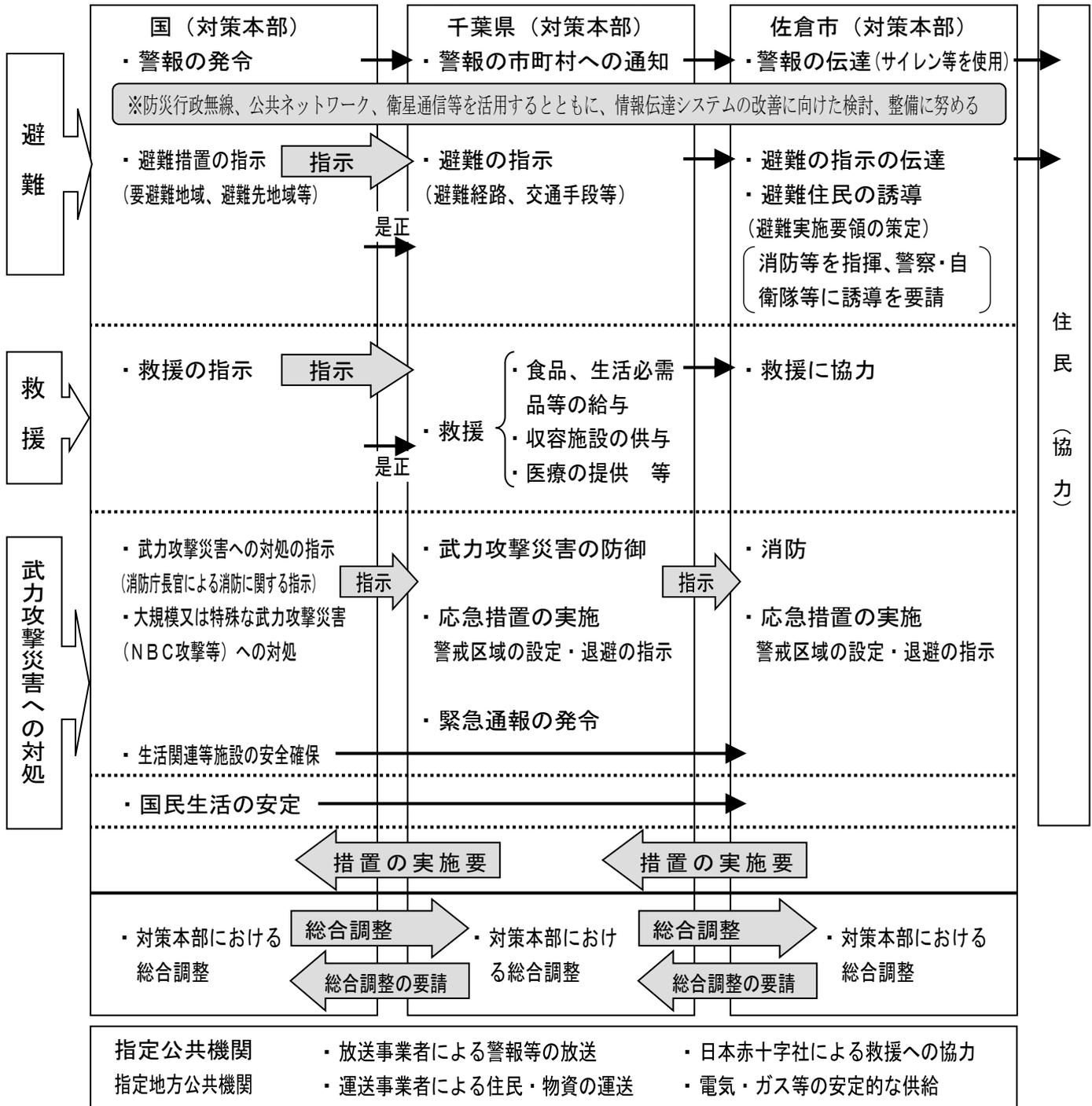
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

※国、県、市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

○ 市の事務

佐倉市	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に 関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対応に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先 . . . 資料編に記載

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮すべき地理的、社会的特徴とそれらを踏まえた留意事項を以下のとおりとする。

### 1. 位置・地形

#### (1) 位置

佐倉市は、千葉県北部の下総台地の中心部に位置し、東京都心から東へ約40km、千葉市から北東へ約20km、成田国際空港から西へ約15kmの距離にある。また、東は酒々井町、東南部は八街市、南西部は千葉市、四街道市、西は八千代市と接し、北は印旛沼を隔てて印西市に接している。

市の東西をJR総武本線、京成本線が通っており、東京から約1時間、成田国際空港へは約30分となっている。また、道路は、本市の南部を通る東関東自動車道が佐倉ICで国道51号に連絡し、北部を通る国道296号とともに、これらが本市と成田・千葉及び東京を結ぶ広域交通軸となっている。【図1】

#### (2) 地形

地形は、成田層の上に関東ローム層及び洪積層が堆積した台地と印旛沼に注ぐ中小河川沿いの低地部分及びこれらの間の傾斜地（段丘崖）、造成地・干拓地の人工改変地に大きく区分される。

台地は本市北部の印旛沼周辺や印旛沼に注ぐ鹿島川沿いの低地を除いて、市のほぼ全域に広がっている。台地の地形区分は、台地面（平坦面）と台地縁辺部の斜面、台地上の凹地（浅い谷）に分けられる。台地の標高は、市最南部の宮内や飯塚で40～42mと最も高く、市北部の印旛沼付近では25～27mと北に向かって高度を減じており、これら中～高位段丘面と、この面より5～10m程度低い印旛沼周辺の小規模な下位又は低位段丘面がある。

低地は、台地を開析して広がる谷底平野・氾濫平野・後背湿地と、印旛沼の南側に広がる干拓地から構成されており、鹿島川やその支流の南部川、高崎川及び佐倉川、市西部を流れる手繰川沿いに分布する。谷底平野は、本市の場合、谷地を刻み込んで形成されたもののみであるため狭長な平野となっており、幅200～500m程度であるが、鹿島川下流部の飯重付近では幅2kmと広くなり、広大な後背湿地を形成している。

人工改変地は印旛沼の干拓地、低地の谷や洪積台地上の浅い谷を埋めた盛土や切土があり、干拓地は、印旛沼南側の狭長な地域から鹿島川下流部の佐倉川合流部にかけて分布する。

【図1】 本市の地形等





2. 気象

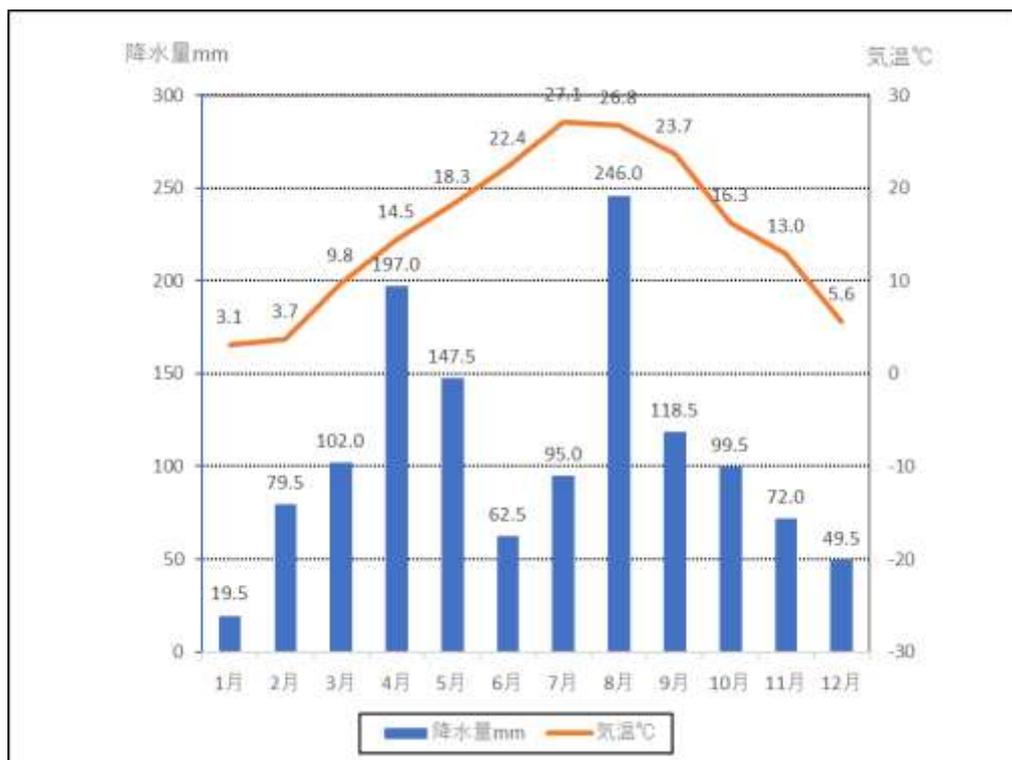
本市の気温は、令和3年で年平均15.5度であり、最も低いのは1月の月平均3.1度、最も高いのは7月の月平均27.1度で比較的温暖である。年間降雨量は1743.5mmで8月の降雨が多くなっている。風は年間を通じて南向きが多く、年間平均風速は2.4m/sとあまり強くない。【図2】

【図2】 本市における降水量・気温の状況（令和3年）

		気温(°C)			平均湿度	降雨量(ミリ)		風速(m/sec)	
		平均	最高	最低		合計	日最大	最多	平均
								風向	
平成 29		14.7	35.7	-7.0	—	1413.5	108.5	南南東	2.4
平成 30		15.7	37.6	-5.9	—	1284.5	55.5	南南西	2.7
令和 1		15.4	35.9	-5.9	—	1793.0	248.0	東南東	2.4
令和 2		15.5	36.7	-5.9	—	1618.5	76.0	北北東	2.5
令和 3		15.5	35.7	-7.9	—	1743.5	97.0	南	2.4
	1月	3.1	13.5	-6.8	64	19.5	10.5	北北東	1.8
	2月	3.7	16.9	-6.3	64	79.5	25.0	南西	2.1
	3月	9.8	24.7	-0.9	73	102.0	36.5	南西	2.9
	4月	14.5	27.8	-0.1	82	197.0	47.5	南南西	3.2
	5月	18.3	30.4	7.3	82	147.5	40.5	南南西	2.5
	6月	22.4	36.6	12.9	84	62.5	18.5	南南西	2.9
	7月	27.1	37.4	20.9	83	95.0	35.5	北北東	2.7
	8月	26.8	38.1	19.2	85	246.0	78.0	南	3.0
	9月	23.7	33.2	15.6	87	118.5	50.0	南南西	3.1
	10月	16.3	29.5	3.6	84	99.5	40.5	南西	2.7
	11月	13.0	24.5	2.9	83	72.0	31.5	南南西	2.0
	12月	5.6	16.4	-5.0	74	49.5	17.0	南西	1.9

各年12月末現在

資料：気象庁ホームページ



### 3. 人口分布

本市の人口は令和3年3月末現在173,216人、世帯数は78,629世帯であり、人口密度は1,672.1人/km<sup>2</sup>である。

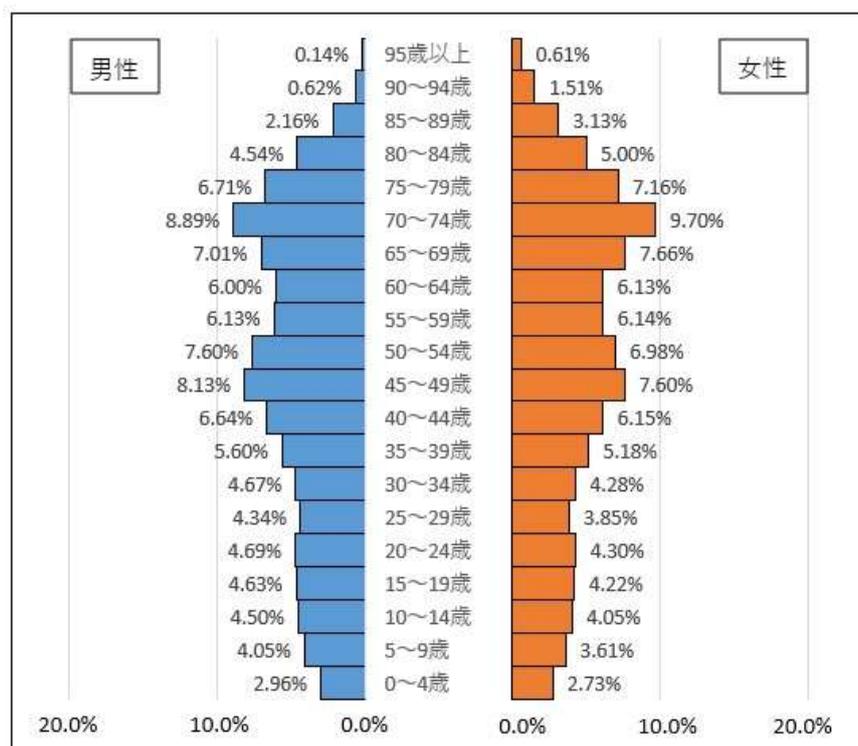
地域別では、大規模住宅団地のある志津地区（中志津1～7丁目、宮ノ台1～5丁目、ユーカリが丘1～7丁目、西志津1～8丁目、南ユーカリが丘等）で最も人口集積が高く、市全体の約43.8%となっている。次いで、臼井地区（新臼井田、八幡台1～3丁目、江原台1・2丁目、王子台1～6丁目、南臼井台、稲荷台1～4丁目等）、佐倉地区（千成1～3丁目、宮前1～3丁目、白銀1～4丁目、田町、中尾余町、最上町、弥勒町等）、根郷地区（大崎台1～5丁目、藤治台、春路1・2丁目、表町1～4丁目等）となっている（括弧内の町名は人口密度の高い地域）。

また、年齢5歳階級別分布をみると、70～74歳の階級（いわゆる団塊の世代）が男女別総人口に占める割合が高く、男性では約9%、女性では約10%となっている。

【図3】

【図3】 本市の人口分布（地区別・男女年齢構成別）

地区	人口（人）	割合（%）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	世帯数（世帯）
佐倉地区	28,057	16.2	1,678.8	13,452
臼井地区	30,162	17.4	3,506.8	13,904
志津地区	75,867	43.8	4,084.1	33,653
根郷地区	25,513	14.7	1,460.6	11,864
和田地区	1,706	1.0	118.0	762
弥富地区	1,509	0.9	109.9	715
千代田地区	10,402	6.0	1,235.1	4,279
市全体	173,216	100.0	1,672.1	78,629



令和3年3月31日現在

#### 4. 道路の位置

高速自動車国道として、東関東自動車道、広域幹線道路として、国道51号、国道296号が通っている。

市南部を通る東関東自動車道及び国道51号は、それぞれ東京と成田方面、千葉と成田方面を結んでいる。また、国道296号は、市北部の志津、ユーカリが丘、臼井、佐倉の各市街地を結んで酒々井方面と連絡している。

その他の主要な道路としては、主要地方道佐倉印西線及び千葉臼井印西線が市内を南北に縦断し、市内各市街地間の連絡及び広域幹線道路との連絡機能を果たしている。【図4】

#### 5. 鉄道の位置

鉄道は、市北部に京成本線、山万ユーカリが丘線、中央部にJR総武本線が走っている。

京成本線については、京成志津駅、京成ユーカリが丘駅、京成臼井駅、京成佐倉駅、京成大佐倉駅があり、特急が停車する京成佐倉駅が市の玄関口となっている。

山万ユーカリが丘線については、山万ユーカリが丘駅を起終点として、ユーカリが丘、宮ノ台地区を周回している。

JR総武本線については、JR佐倉駅があり、市の東端で成田方面に向かう成田線と南行して銚子方面に向かう総武本線に分かれている。【図4】

1日あたりの平均乗降客では、JR佐倉駅、京成ユーカリが丘駅、京成臼井駅で2万人を超えているほか、京成志津駅において約1万9千人、山万ユーカリが丘駅で約1,700人、京成大佐倉駅では約400人となっている。（市統計書、JR佐倉駅のみJR東日本）

#### 6. その他

##### (1) 本市における都市的土地利用

現在の市街地は、古くからの既成市街地に加えて、昭和40年代以降の宅地開発によって京成本線及びJR総武本線の各駅を中心に形成されている。商業地は各鉄道駅を中心に形成されているが、いずれも中心商業核を形成するには至っていない。

また、市東南部に工業団地（佐倉工業団地第1～第3）が整備されている。

##### (2) 本市における人口流動

本市に在住している通勤・通学者のうち約55%（48,366人）が市外へ、本市に通勤・通学している人の約38%（24,388人）が市外在住となっている。【表1】

市における昼間人口は144,765人、夜間人口（常住人口）は168,743人であり、昼夜間人口比率<sup>\*</sup>は約85.8%となっており、夜間人口が昼間人口を上回っている。（令和2年国勢調査）

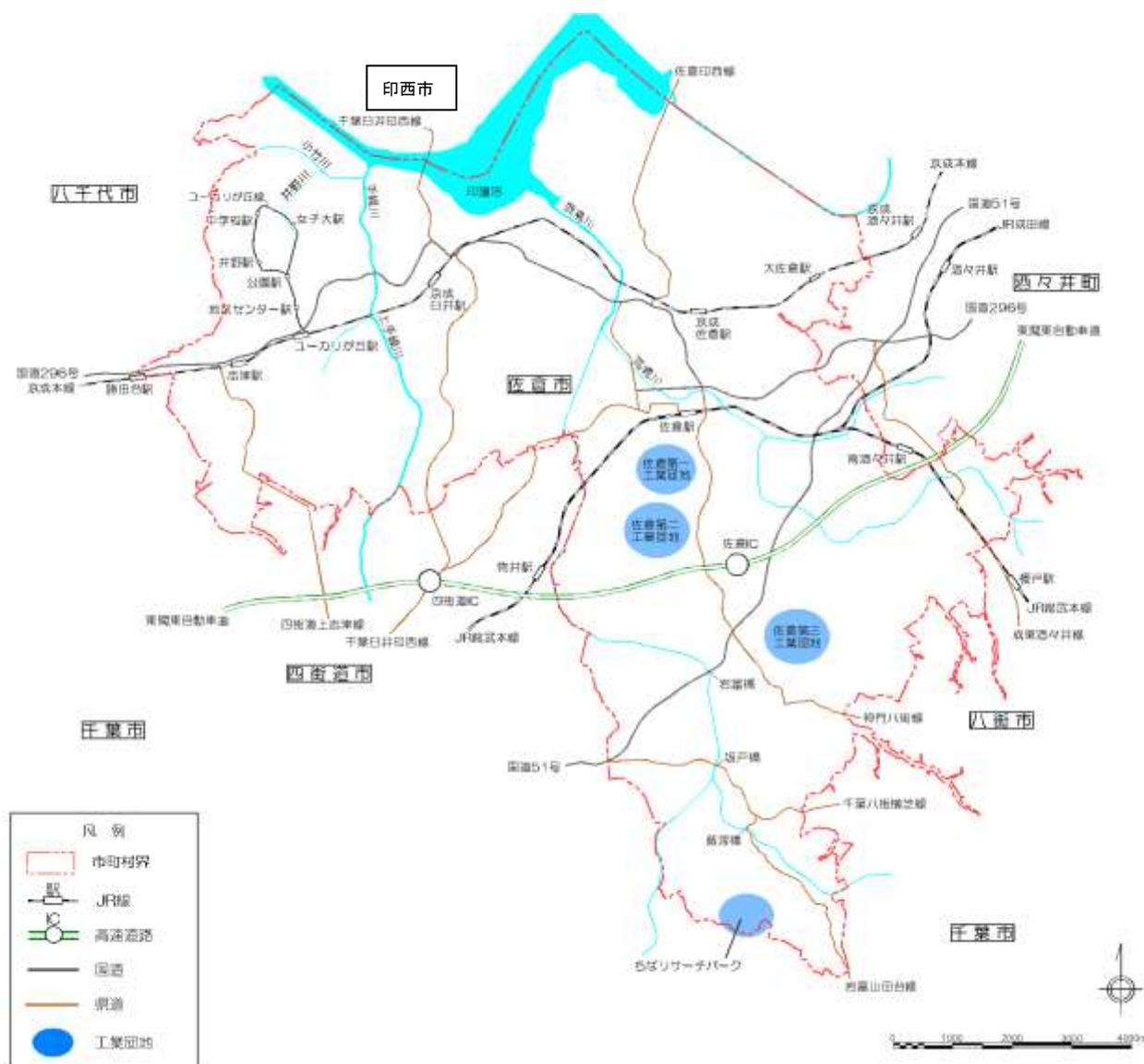
また、市内観光客数は年間163万人程度となっている（千葉県統計年鑑）。

※昼夜間人口比率：夜間人口（常住人口）100人あたりの昼間人口の割合。  
（昼間人口）÷（夜間人口）×100（%）

【表1】 本市における通勤・通学流動（令和2年国勢調査）  
 （佐倉市在住の通勤・通学者） （佐倉市への通勤・通学者）

	人数	割合		人数	割合
総数	89,116	100.0%	総数	65,138	100.0%
佐倉市内	40,750	45.7%	佐倉市内	40,750	62.6%
総数（市外）	48,366	54.3%	総数（市外）	24,388	37.4%
23区	13,171	14.8%	千葉市	3,831	5.9%
千葉市	7,802	8.8%	八街市	2,916	4.5%
八千代市	5,907	6.6%	四街道市	2,863	4.4%
成田市	4,581	5.1%	八千代市	2,762	4.2%
船橋市	3,181	3.6%	成田市	2,154	3.3%
その他	13,724	15.4%	その他	9,862	15.1%

【図4】 本市の道路・鉄道の位置等



## 7. 本市での留意事項

以下に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの発生に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

○市の北西部は人口が集中していることから以下の点に留意すべきである。

- ・不特定多数の人々が利用する駅等で火災等による人的被害が発生するおそれがある。
- ・電力、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設への攻撃により、停電、ガス管の寸断、水道管の破裂、電話の不通等の被害を招くおそれがある。
- ・ライフラインは地下に埋設されているものも多く、その復旧には困難を伴い、広範囲にわたって長い期間、被災者の生活や経済・社会活動に甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ・鉄道、道路等が破壊された場合に避難経路が寸断されるとともに、大量の帰宅困難者が発生することも想定される。
- ・被災地内又は周辺の医療機関・施設が攻撃されると、負傷者等の救急・救命活動に大きな支障をきたすおそれがある。

○通勤・通学、観光客などの交流人口が多いことから、帰宅困難者対策について、以下の点に留意すべきである。

- ・「むやみに移動を開始しない」を基本原則とし、一斉帰宅行動を抑制するため様々な媒体を活用して、基本原則の周知・徹底を図る。
- ・企業、学校等の関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るため、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。
- ・企業、学校等の関係機関に対し、従業員や児童生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等を要請するとともに、企業に対し飲料水・食糧・毛布等の備蓄を要請する。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

## 1. 武力攻撃事態 【国民保護法第2条】

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において、想定されている4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2. 緊急処理事態 【国民保護法第172条】

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、基本指針及び県国民保護計画において、想定されている以下の類型を対象とする。

分類	類 型	事 態 例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダムの破壊</li> <li>・近隣県の原子力事業所等の破壊</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> <li>・政治経済活動の中核(市役所、市議会、電力・通信施設、大規模集客施設等)に対する攻撃</li> </ul>
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;放射性物質&gt;</li> <li>・ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの。以下同じ。)等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・水源地等に対する放射性物質の混入</li> <li>&lt;生物剤・毒素&gt;</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> <li>&lt;化学剤&gt;</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等 【国民保護法第41条】

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1. 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係事業の実実施計画に関すること</li> <li>・外国人に対する情報伝達体制の整備・啓発への協力に関すること</li> <li>・その他企画政策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の権利利益の救済に係る手続き等の整備に関すること</li> <li>・その他総務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算に関すること</li> <li>・民有地及び民家等の被災調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること</li> <li>・その他財政部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の利用者の保護、避難等に関すること</li> <li>・被災住民の各種相談及び相談窓口の設置に関すること</li> <li>・その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・救援物資（日本赤十字社関係）に関すること</li> <li>・赤十字標章の啓発に関すること</li> <li>・その他福祉部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
こども支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児・児童等の安全、避難に関すること</li> <li>・その他こども支援部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>

第2編 平素からの備えや予防

部局名	平素の業務
健康推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、助産、救護に関すること</li> <li>・医薬品及び衛生資材等の確保に関すること</li> <li>・保健衛生・防疫活動に関すること</li> <li>・その他健康推進部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する こと</li> </ul>
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業施設等の災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・商工業・観光施設等の災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・その他産業振興部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する こと</li> </ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・危険物質の保安対策に関すること</li> <li>・その他環境部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁の保全に関すること</li> <li>・河川の保全に関すること</li> <li>・その他土木部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
都市部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の保全に関すること</li> <li>・市営住宅の保全に関すること</li> <li>・その他都市部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準に関すること</li> <li>・県、警察署、消防機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備 に関すること</li> <li>・物資・資器材の備蓄に関すること</li> <li>・物資輸送体制の整備に関すること</li> <li>・通信体制の整備に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修及び訓練の総合調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・国民保護に関する各部局間の調整に関すること</li> <li>・安否情報及び被災情報の収集・提供体制の整備に関すること</li> <li>・市民等に対する情報伝達・避難誘導・救援体制の整備に関すること</li> <li>・自主防災組織等の支援に関すること</li> <li>・民有地及び民家等の被災調査に係る実施体制の整備に関すること</li> <li>・その他危機管理部に関する武力攻撃災害対応体制整備に関すること</li> <li>・他の部局に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
資産経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の警備及び管理に関すること</li> <li>・市有施設の保全に関すること</li> <li>・その他資産経営部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する こと</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、教育及び体育施設等の保全に関すること</li> <li>・児童・生徒等の安全、避難体制に関すること</li> </ul>

部局名	平素の業務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等の保健に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> <li>・学用品の確保、調達に関すること</li> <li>・その他教育委員会に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する こと</li> </ul>
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保、供給に関すること</li> <li>・上水道、公共下水道施設の保全に関すること</li> <li>・その他上下水道部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する こと</li> </ul>

## 2. 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ、当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を含む。）を図るなど、24時間即応可能であり、かつ、初動時において迅速に連絡の取れる体制を整備する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集基準
担当体制	国民保護担当職員が参集
緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

体制	体制の判断基準	
	事態認定前	事態認定後
担当体制	全部局での対応は不要だが、情報収集等対応必	市国民保護対策本 全部局での対応は不要だが、情報収

## 第2編 平素からの備えや予防

	要	部の通知	集等対応必要
緊急事態連絡本部体制	全部局での対応が必要	なし	全部局での対応が必要
市国民保護対策本部体制		対策本部 通知あり	全部局での対応が必要

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長及び市国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

#### 【市国民保護対策本部長、副本部長の代替職員の順位】

	市長（対策本部長）	副市長（対策副本部長）
第1順位	副市長	危機管理部長
第2順位	危機管理部長	企画政策部長
第3順位	企画政策部長	総務部長
第4順位	総務部長	—

### (6) 職員の服務基準

市は、担当体制、緊急事態連絡本部体制、市国民保護対策本部体制の各体制に応じて、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

### (7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

## 3. 消防機関の体制

### (1) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情

報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び佐倉市八街市酒々井町消防組合消防署（以下「消防署」という。）における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

#### 4. 国民の権利利益の救済に係る手続等 【国民保護法第6条】

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに定めるものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

##### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法70条第1・3項、80条第1項、 115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、175条)	

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、佐倉市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。



## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1. 基本的考え方 【国民保護法第35条】

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2. 県との連携 【国民保護法第3条】

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、避難の経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察署との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

3. 近接市町村との連携 【国民保護法第3条】

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

また、内陸に位置している市であることから、千葉港へ海上輸送された物資等の運送について、県、関係各市との連携体制の整備を図る。

【本市が防災に関し締結している自治体】

○千葉県及び県内市町村

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4. 指定公共機関等との連携 【国民保護法第3条・第35条】

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域を管轄する指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知識を有する機関との連携に努める。

## (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運搬等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業等における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 【関係機関との協定一覧】

相手方	名称
千葉県	千葉県防災行政無線局の設置等に関する協定書
	千葉県震度情報ネットワーク装置の設置等に関する協定書
	千葉県総合防災情報システム端末装置の設置等に関する協定書
	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定
千葉県及び県下全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
社団法人印旛市郡医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書 災害時の医療救護に係る費用弁償等に関する覚書
社団法人印旛郡市歯科医師会	災害時の歯科医療活動に関する協定書 災害時の歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書
佐倉市薬剤師会	災害時における医薬品等の供給に関する協定書
社団法人全日本冠婚葬祭互助会	災害時における支援協力に関する協定
千葉県中央葬祭業協同組合	災害時における支援協力に関する協定
全国霊柩自動車協会	災害時における支援協力に関する協定
千葉県トラック協会印旛支部	災害時における緊急輸送等の支援協力に関する協定
千葉県エルピィーガス協会印旛支部	災害時における燃料等の供給協力に関する協定
佐倉市商工会議所	災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定 災害時における応急対策の活動協力に関する協定
佐倉市建設業防災協会	災害時等における応急対策の活動協力に関する協定
佐倉市管工事協同組合	災害時等における協力に関する協定
佐倉市内郵便局 株式会社広域高速ネット二九六	災害時における佐倉市内郵便局、佐倉市及び株式会社東関東ケーブルテレビ二九六の協力に関する覚書
株式会社広域高速ネット二九六	大規模停波時における佐倉市防災行政無線の利用に関する協定書
東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	大規模停電時における佐倉市防災行政無線の活用に関する協定書
佐倉石油商業組合	災害時における燃料等の供給協力に関する協定
生活協同組合ユープ みらい	災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定書
東京ガス株式会社 角栄ガス株式会社	大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における佐倉市防災行政無線の利用に関する協定書
スイ通信システム株式会社	災害時（休日・夜間）における技術者派遣に関する協定書

## 第2編 平素からの備えや予防

株式会社アケイ	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定
石井食品株式会社 レンゴー株式会社 株式会社カインズ	災害時等における物資供給等協力に関する協定
株式会社セブソ・イルブソ・ジャ パン	災害時の物資供給に関する協定
ちばグリーンバス株式会社 なの花交通バス株式会社	災害時における避難輸送協力に関する協定
京成タクシー佐倉株式会社 志津タクシー有限会社	災害時における避難輸送協力等に関する協定
南総通運株式会社	災害時における物資輸送及び物資集積拠点の運営等の協力に 関する協定
ウیشنホテル株式会社 山一電機株式会社 佐倉第一ホテル	災害時等における施設の一時利用に関する協定
株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供等に関する協定
東京電力パワーグリッド株式会 社成田支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

### 5. ボランティア団体等に対する支援 【国民保護法第4条】

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるように配慮する。また、国民保護措置についての訓練の充実を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他ボランティア団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会\*との連携に十分配慮する。

※非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、防災行政無線のデジタル化を推進し県に準じた通信体制の整備を図り、通信の確保に努める。なお、平成17年11月より市で実施しているメール情報配信システムも積極的に活用するものとする。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 基本的考え方 【国民保護法第8条】

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段(メール情報配信システム等)を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2. 警報等の伝達に必要な準備 【国民保護法第8条】

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流基金等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

### (2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系<sup>※</sup>の整備を図る。

本市においては、防災行政無線デジタル化の推進及び可聴範囲の拡大を図るとともに、メール情報配信システムの活用を図るものとする。

※同報系：市役所と屋外拡声器や各家庭の個別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達するシステム

### (3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。

### (4) 警察署との連携 【国民保護法第3条】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【国民保護法第94条】

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答(①～⑪)の希望
- ⑬ 知人への回答(①⑦⑧)の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表(①～⑪)の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表(①～⑦、⑮～⑰)の同意

**(2) 安否情報収集のための体制整備**

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

**(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握**

市は、安否確認の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

**4. 被災情報の収集・報告に必要な準備 【国民保護法第126条・第127条】**

**(1) 情報収集・連絡体制の整備**

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報の保護に関する法律及び佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき被災者の個人情報の取扱いに留意する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分  
佐倉市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

- (1) 発生日時 令和 年 月 日
- (2) 発生場所 佐倉市 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽症			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡者の居住する市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1. 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング\*等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <https://www.fdma.go.jp/>

※ e-ラーニング：インターネットを活用し、家庭や地域で自由に受講するタイプの教育

#### (3) 外部有識者等における研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、警察及び消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

## 2. 訓練 【国民保護法第42条】

### (1) 市における訓練の実施

市は、国、県、近接市町村等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下や近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- ②警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、県と連携し、学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1. 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設リスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村（酒々井町、八街市、千葉市、四街道市、八千代市、印西市）と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮【国民保護法第9条】

市は、避難住民の誘導に当たり、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉部を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

【避難行動要支援者に関する配慮事項】

- ① 避難行動要支援者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- ② 生活支援のための人材確保
- ③ 避難行動要支援者の実情に応じた情報の提供
- ④ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- ⑤ 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品又は補装具の確保及び提供
- ⑥ 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置及び配布
- ⑦ 避難施設又は居宅への相談員等の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ⑧ 避難行動要支援者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、民間企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2. 避難実施要領のパターンの作成 【国民保護法第61条】

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

**3. 救援に関する基本的事項 【国民保護法第3条・第76条】****(1) 県との調整**

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

**(2) 基礎的資料の準備等**

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

**4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 【国民保護法第71条】**

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

**(1) 運輸事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握**

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、線路図、管理者の連絡先など）

**(2) 運送経路の把握等**

市は武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運輸を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

**5. 避難施設の指定への協力 【国民保護法第148条】**

市は県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

**6. 生活関連等施設の把握等 【国民保護法第102条】****(1) 生活関連等施設の把握等**

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

## 第2編 平素からの備えや予防

また、市は、「生活関連等施設の安全保障の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣官房参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全保障措置の実施のあり方について定める。

### ※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署等との連携を図る。

**第3章 物資及び資材の備蓄、整備** 【国民保護法第142条・第145条】

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

**1. 市における備蓄****(1) 防災のための備蓄との関係**

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

**(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材**

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携して対応する。

**【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】**

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

**(3) 県との連携** 【国民保護法第147条】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

**(4) 平素からの市民自らの備蓄について**

市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、市民自らの備蓄について啓発を行う。

**2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等****(1) 施設及び設備の整備及び点検**

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用して、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用して整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1. 国民保護措置に関する啓発 【国民保護法第43条】

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携して住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 【国民保護法第41条】

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

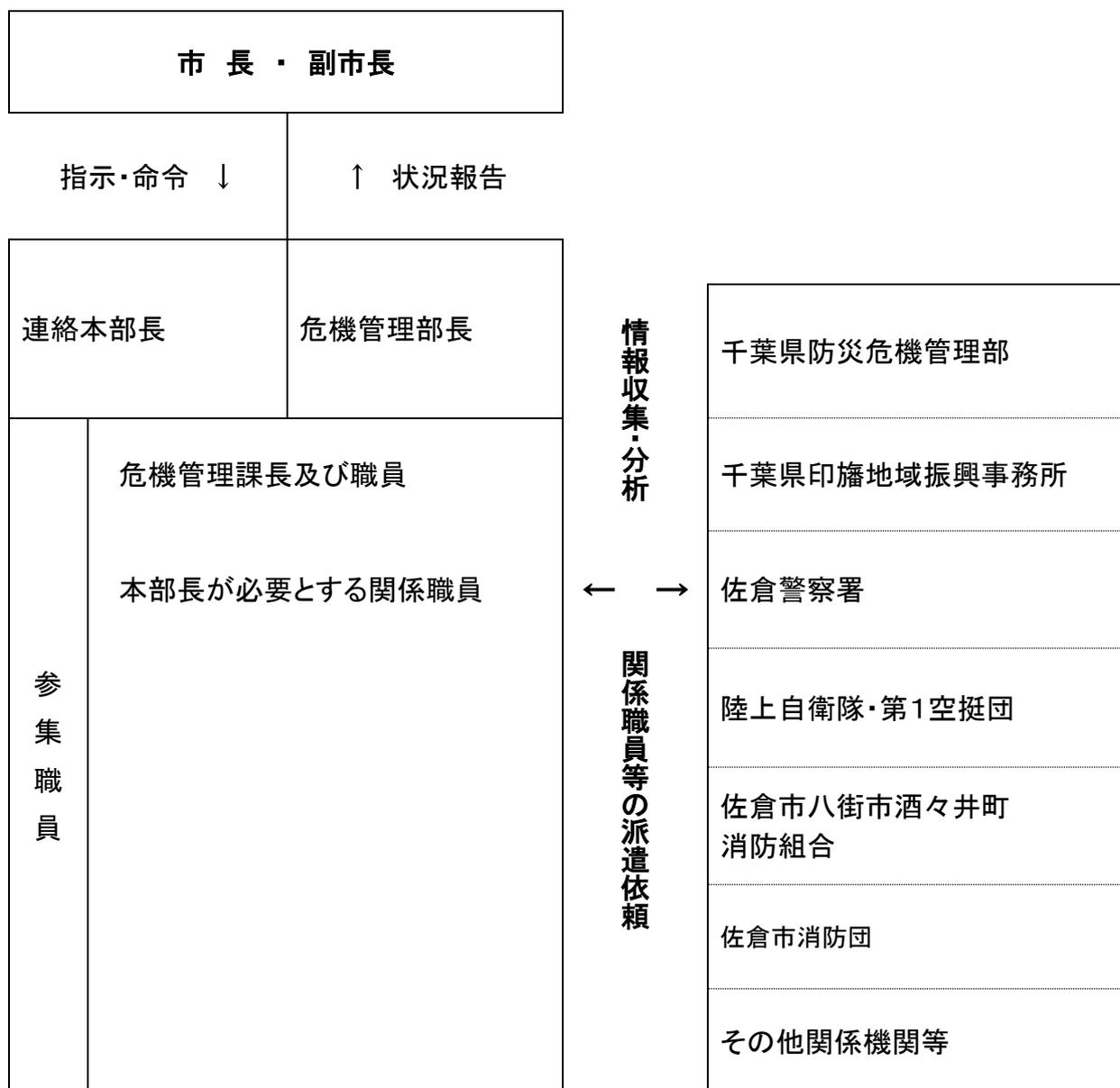
#### 1. 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡本部等の設置

###### ① 緊急事態連絡本部の設置と人員構成

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、佐倉市緊急事態連絡本部（以下「市緊急事態連絡本部」という。）を設置する。市緊急事態連絡本部は、職員のうち、危機管理部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡本部組織編成図】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が該当事案発生を把握した場合は直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

②各関係機関との通信の確保

市緊急事態連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて該当事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

**(2) 初動措置の確保 【国民保護法第29条】**

市は、市緊急事態連絡本部において各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

**(3) 関係機関への支援の要請 【国民保護法第17条・第18条】**

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

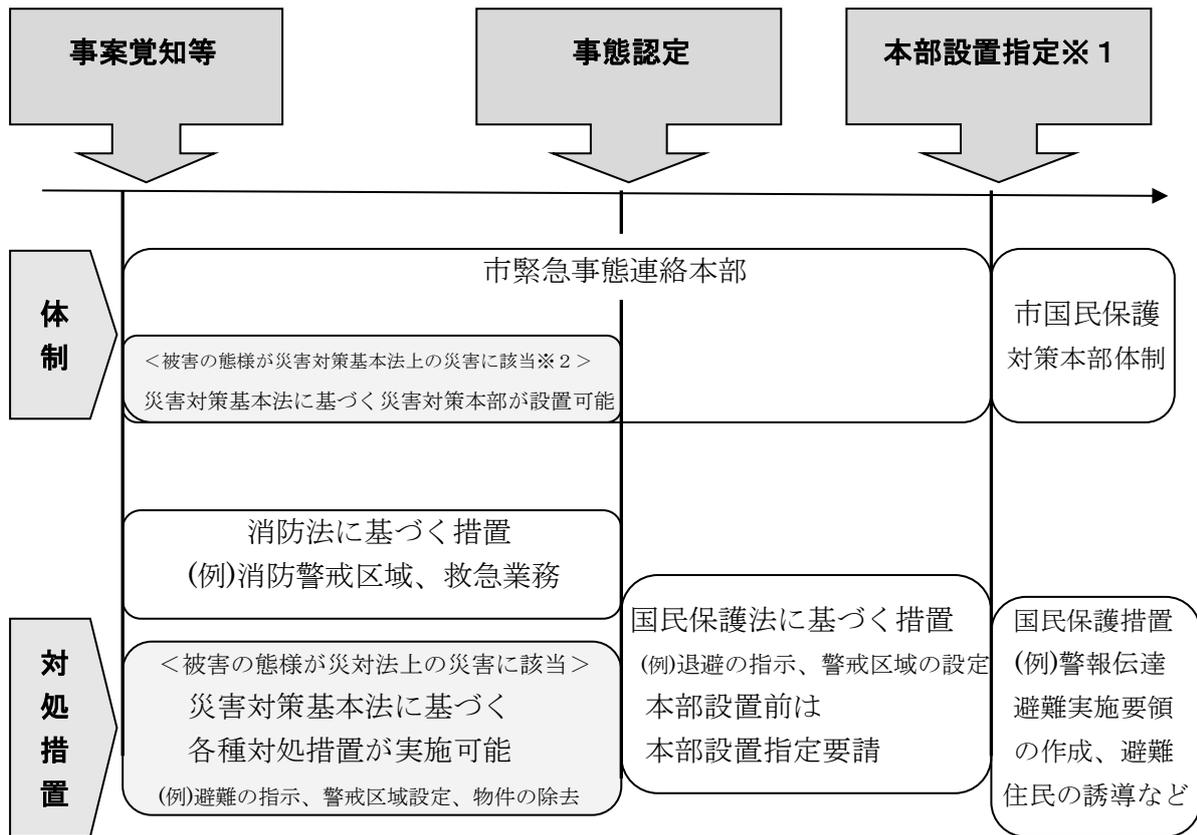
**(4) 市国民保護対策本部への移行に要する調整**

市緊急事態連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡本部は廃止する。

**※【災害対策基本法との関係について】**

災害対策基本法に基づく佐倉市災害対策本部（以下、「市災害対策本部」という。）を設置した場合において、その後、政府による事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定があった時には、直ちに市国民保護対策本部を設置するとともに、市災害対策本部は廃止する。

また、市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部局に周知し、国民保護法に基づく所要の措置を講ずる。



- ※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に対して市国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当体制を立ち上げ、又は、市緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

**第2章 市国民保護対策本部の設置等** 【国民保護法第27条・第28条・第41条】

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

**1. 市国民保護対策本部の設置**

**(1) 市国民保護対策本部の設置の手順**

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

**①市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知**

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

**②市国民保護対策本部の設置**

市国民保護対策本部の設置指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する（※事前に市緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする）。

**③市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集**

市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集については、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、市地域防災計画上の連絡体制を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

**④市国民保護対策本部の開設**

市国民保護対策本部担当者は、社会福祉センター3階中会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

**⑤交代要員等の確保**

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

**⑥本部の代替機能の確保**

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等、市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の予備施設から変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位 ミレニアムセンター佐倉

**(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等 【国民保護法第26条】**

市長は、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

**(3) 市国民保護対策本部の組織構成及び機能**

市国民保護対策本部は、市国民保護対策本部長、同副本部長、同本部員で構成する。なお、市国民保護対策本部の組織構成及び市の各部局における武力攻撃事態等における業務は次のとおりとする。

【市国民保護対策本部の組織構成】

対 策 本 部	本部長	市長		
	副本部長	副市長		
	本部員	教育長		企画政策部
		上下水道事業管理者		総務部
		企画政策部長		会計部
		総務部長		財政部
		財政部長		市民部
		市民部長		福祉部
		福祉部長		産業振興部
		こども支援部長		土木部
		健康推進部長		都市部
		産業振興部長		資産経営部
		環境部長		教育部
		土木部長		協力部
		都市部長		上下水道部
		危機管理部長		
		資産経営部長		
		議会事務局長		
		佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長又はその指名する消防職員		
		本部長が派遣を要請する者		
			現地対策本部	
本部事務局	危機管理課長			
	危機管理課			

## 【市国民保護対策本部事務局の事務分掌】

班の名称	所掌事務
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護対策本部の開設及び閉鎖に関すること</li> <li>2 市国民保護対策本部の会議の開催及び庶務に関すること</li> <li>3 市職員の動員及び各部の職員の参集状況の把握に関すること</li> <li>4 各部の応援体制の調整及び指示に関すること</li> <li>5 武力攻撃災害及び被害状況、国民保護措置状況等、関係情報全般の集約及び記録の編集保存に関すること</li> <li>6 市国民保護対策本部活動の連絡調整に関すること</li> <li>7 特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>8 その他他部及び部内の各班に属さない事項に関すること</li> </ol>
情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>2 避難準備情報、避難の指示及び退避指示、その他本部長の命令の伝達に関すること</li> <li>3 被害発生、応急対策状況等の情報収集に関すること</li> <li>4 死者、負傷者及び行方不明者の集約及び報告に関すること</li> <li>5 行方不明者名簿の作成に関すること</li> <li>6 安否情報の照会及び回答に関すること</li> <li>7 佐倉市消防団活動に関すること</li> </ol>
応急対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護対策本部との連絡及び国民保護措置に関する関係各部との連絡調整に関すること</li> <li>2 千葉県国民保護対策本部との連絡及び報告に関すること</li> <li>3 国、自衛隊及び千葉県国民保護対策本部への要請、他自治体等との相互協力及び応援並びに日本赤十字社、民間協力団体等への協力要請に関すること</li> <li>4 国民保護措置に関する関係機関との連絡調整及び相互応援協力に関すること</li> <li>5 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>6 他市町村、他県等からの受援に関すること</li> </ol>
被災者支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害見舞金等の支給に関すること</li> <li>2 被災者生活再建支援法に関すること</li> <li>3 市義援金配分委員会の設置及び庶務の支援に関すること</li> <li>4 広域避難者の避難先等に関する情報の管理に関すること</li> <li>5 民有地及び民家等の被災調査に係る調査方針の決定等に関すること</li> </ol>
避難所運営班	避難者の避難状況の総括的把握及び報告に関すること
広報・広聴班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護対策本部との連絡及び国民保護措置に関する関係各部との連絡調整に関すること</li> <li>2 防災行政無線の運用及び管理並びに無線通信に関すること</li> </ol>
現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地被害状況の収集及び報告に関すること</li> <li>2 市国民保護現地対策本部の準備、設置等に関すること</li> </ol>
運営支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務局各班の応援に関すること</li> <li>2 臨時避難所の開設及び運営に関すること</li> </ol>

3 物資集積拠点の開設及び運営に関すること	
【武力攻撃事態等における市各部署の業務】	
部署名	武力攻撃事態等における業務
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害情報の広報及び報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 佐倉国際交流基金との連絡調整に関すること</li> <li>・ 食料、生活必需品の需要の把握及び調達に関すること</li> <li>・ 被災者、武力攻撃災害対策従事者への炊き出しその他による食品の給与に関すること</li> <li>・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること</li> <li>・ 救援物資・資器材等の受け入れ、管理及び払い出しに関すること</li> <li>・ その他部内の業務に関すること</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害派遣職員、ボランティアの受け入れ及び配置に関すること</li> <li>・ 応援職員の輸送に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害対策従事者の把握、処遇に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の迅速な救済手続き等に関すること</li> <li>・ その他部内の業務に関すること</li> </ul>
会計部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係経費の出納に関すること</li> <li>・ 義援金の受入れに関すること</li> <li>・ その他必要な会計管理に関すること</li> </ul>
財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 国民保護関係の予算に関すること</li> <li>・ 義援金の配分に関すること</li> <li>・ 民有地及び民家等の被災調査に関すること</li> <li>・ 市税の減免等に関すること</li> <li>・ 被災者の救護の応援に関すること</li> <li>・ その他部内の業務に関すること</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 被災者の各種相談及び各部への処理要請に関すること</li> <li>・ 自治会・町内会等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 所管施設の利用者の保護・避難・被害状況・警備・応急対策に関すること</li> <li>・ その他部内の業務に関すること</li> </ul>
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>・ 被災者の緊急移送の手配に関すること</li> <li>・ 社会福祉協議会、日本赤十字社等社会福祉団体への協力要請・連絡調整に関すること</li> <li>・ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の被災状況・避難所生活把握及び報告に関すること</li> <li>・ 所管施設の被害調査・報告及び応急対策に関すること</li> <li>・ 所管施設利用者の保護及び避難に関すること</li> <li>・ 避難所開設に必要な協力に関すること</li> </ul>

部局名	武力攻撃事態等における業務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死体検案への協力に関する事</li> <li>・死体の収容・安置、引渡し及び埋火葬に関する事</li> <li>・その他部内の業務に関する事</li> </ul>
こども支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・被災児童の児童福祉に関する事</li> <li>・所管施設の被害調査・報告及び応急対策に関する事</li> <li>・所管施設利用者の保護及び避難に関する事</li> <li>・避難所開設に必要な協力に関する事</li> <li>・その他部内の業務に関する事</li> </ul>
健康推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関する事</li> <li>・救護班・医療要員・医療資機材・医薬品等の県、近接市町村、関係機関等への支援要請に関する事</li> <li>・被災者の医療、助産、防疫・衛生・救護に関する事</li> <li>・感染症の予防に関する事</li> <li>・被災家屋等の消毒・防疫に関する事</li> <li>・救護班の編成、救護所の設置、医師等の派遣その他救護体制に関する事</li> <li>・救護班活動の把握、必要性の判定及びそれらの報告に関する事</li> <li>・救護所の被災傷病者の把握に関する事</li> <li>・印旛健康福祉センターとの連絡に関する事</li> <li>・所管施設の被害調査・報告及び応急対策に関する事</li> <li>・所管施設利用者の保護及び避難に関する事</li> <li>・避難所開設に必要な協力に関する事</li> <li>・その他部内の業務に関する事</li> </ul>
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・農地・林地の被害調査及び報告に関する事</li> <li>・農道及び林道の保全に関する事</li> <li>・農業関係機関及び生産者団体との連絡調整に関する事</li> <li>・農政関係公共施設等への連絡調整に関する事</li> <li>・農林水産業・商工業・観光施設等の被害調査に関する事</li> <li>・商工業関係及び観光施設等の連絡調整、被害調査報告に関する事</li> <li>・被災商工業関係及び観光業関係の経営者の相談等に関する事</li> <li>・経営資金等の融資、相談等に関する事</li> <li>・その他部内の業務に関する事</li> </ul>

第3編 武力攻撃事態等への対処

部局名	武力攻撃事態等における業務
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 廃棄物処理に関する事</li> <li>・ 危険物質の保安対策に関する事</li> <li>・ 武力攻撃災害による大気、河川、土壌、その他の汚染対策に関する事</li> <li>・ 公害関係測定機器の管理に関する事</li> <li>・ ゴミ、し尿、家屋廃棄物の収集、運搬及び処理に関する事</li> <li>・ 佐倉市酒々井町清掃組合、印旛衛生施設管理組合、佐倉市四街道市酒々井町葬祭組合との連絡調整に関する事</li> <li>・ 動物の保護に関する事</li> <li>・ その他部内の業務に関する事</li> </ul>
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 道路、橋梁、崖、隧道の被害調査・報告及び応急対策に関する事</li> <li>・ 河川、調整池、排水路の被害調査・報告及び応急対策に関する事</li> <li>・ 復旧工事に障害となる物の除去に関する事</li> <li>・ 都市ガス施設等の安全確保指導に関する事</li> <li>・ 緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>・ 佐倉警察署との交通規制の相互連絡に関する事</li> <li>・ 関係業者への協力要請及び機材等の調達に関する事</li> <li>・ その他部内の業務に関する事</li> </ul>
都市部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 公共交通機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ 公園施設の被害調査・報告及び応急対策に関する事</li> <li>・ 宅地及び建築物の応急対策に関する事</li> <li>・ 住居又はその周辺の障害物除去に関する事</li> <li>・ 被災家屋判定に関する事</li> <li>・ 応急仮設住宅に関する事</li> <li>・ 建築物等の応急危険度判定に関する事</li> <li>・ 応急の野外収容施設に関する事</li> <li>・ 市有建築物の被害調査・報告及び応急修理に関する事</li> <li>・ 土地区画整理事業施行区域の被災調査・報告及び応急対策に関する事</li> <li>・ 土地区画整理事業施行者に対する安全確保の指導及び指示に関する事</li> <li>・ その他部内の業務に関する事</li> </ul>
資産経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 庁用車両の管理及び配車に関する事</li> <li>・ 市関連施設の被害状況の総括的掌握に関する事</li> <li>・ 市有財産(教育委員会所管を除く)の被害状況の把握及び応急対策に関する事</li> <li>・ 庁舎の警備及び管理に関する事</li> <li>・ 武力攻撃災害時の用地対策に関する事</li> <li>・ その他部内の業務に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会内及び本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 市有財産(教育委員会所管)の被害調査・報告、警備及び応急対策に関する事</li> </ul>

部局名	武力攻撃事態等における業務
	<p>すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設利用者の保護・避難・被害状況・警備・応急対策に関すること</li> <li>・教育施設の保全対策に対する指導及び指示に関すること</li> <li>・活動報告、応援要請及び応急教育対策に関すること</li> <li>・避難所の開設及び運営の協力に関すること</li> <li>・児童・生徒及び保護者の被害調査・報告及び応急対策に関すること</li> <li>・応急教育計画に関すること</li> <li>・教職員の被害調査及び報告に関すること</li> <li>・教職員の動員に関すること</li> <li>・園児・児童・生徒等の安全、避難、保健等に関すること</li> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・文化財の被害調査・報告、警備及び応急対策に関すること</li> <li>・被災児童・生徒及び教職員の保健衛生及び健康管理に関すること</li> <li>・炊き出し設備の確保に関すること</li> <li>・武力攻撃災害時における給食に関すること</li> <li>・臨時救護所の開設・運営の協力に関すること</li> <li>・武力攻撃災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること</li> <li>・その他委員会内の業務に関すること</li> </ul>
<p>協力部（議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部等の業務への協力に関すること</li> <li>・その他、各室・局内の業務に関すること</li> </ul>
<p>上下水道部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内及び本部との連絡調整に関すること</li> <li>・水道料金・公共下水道料金の減免に関すること</li> <li>・水道業務の総合調整に関すること</li> <li>・上水道の水質管理に関すること</li> <li>・取水施設、浄水場及び配水施設の保全に関すること</li> <li>・各種上水道の保全に関すること</li> <li>・給水制限及び応急工事に関すること</li> <li>・消火栓の使用及び臨時給水に関すること</li> <li>・公共下水道施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること</li> <li>・水道施設及び公共下水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関すること</li> <li>・流域下水道との連絡調整に関すること</li> <li>・給水工事指定業者の応援依頼に関すること</li> <li>・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給、管理に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>

(4) 市国民保護対策本部における広報等 【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市国民保護対策本部における広報体制】

①広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

②広報手段

テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 佐倉市国民保護現地対策本部の設置 【国民保護法第28条】

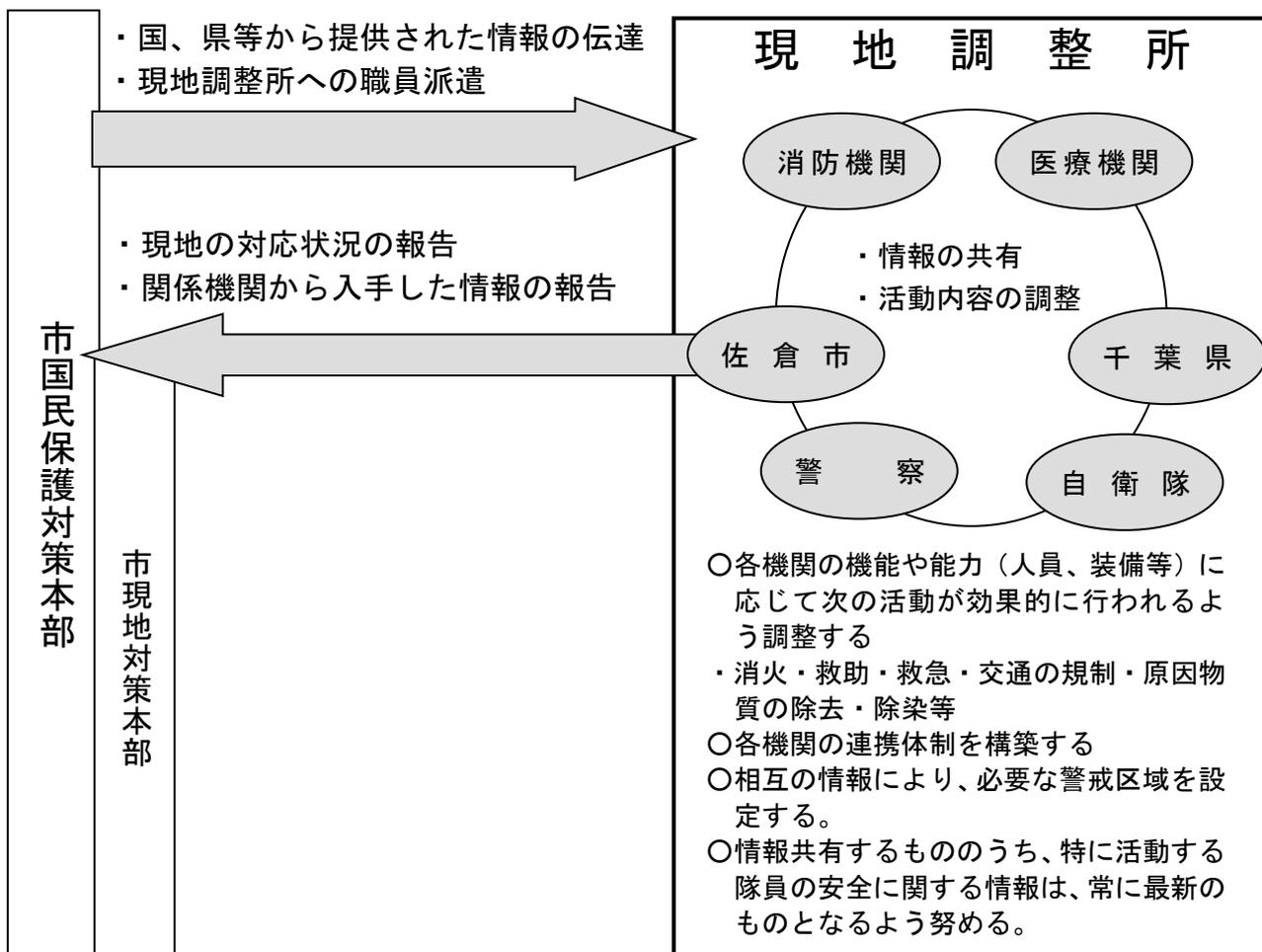
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、佐倉市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格について】

- ①現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ②現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(7) 市国民保護対策本部長の権限 【国民保護法第29条】

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

**③情報の提供の求め**

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

**④国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め**

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

**⑤市教育委員会に対する措置の実施の求め**

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

**(8) 市国民保護対策本部の廃止 【国民保護法第30条】**

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

## 2. 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

**第3章 関係機関相互の連携** 【国民保護法第3条】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

**1. 国・県の対策本部との連携****(1) 国・県の対策本部との連携**

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

**(2) 国・県の現地対策本部との連携**

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

**2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等**

【国民保護法第11条・第16条・第21条】

**(1) 知事等への措置要請**

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下、「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

**(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請**

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

**(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請**

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請 【国民保護法第20条】

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

#### (2) 部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求 【国民保護法第17条】

##### ①市町村間の応援

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

##### ②相互応援協定等のある市町村への応援の要求

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求 【国民保護法第18条】

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託 【国民保護法第19条】

##### ①他市町村への事務の一部委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

②届出・報告等

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 【国民保護法第151条・第152条】

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 派遣要請を行う上での留意点

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6. 市の行う応援 【国民保護法第17条・第21条・第153条】

(1) 他の市町村に対して行う応援等

①他市町村に対して行う応援

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②届出・報告等

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

**7. ボランティア団体等に対する支援等 【国民保護法第4条・第22条】**

**(1) 自主防災組織等に対する支援**

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

**(2) ボランティア活動への支援等**

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

**(3) 民間からの救援物資の受入れ**

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

**8. 住民への協力要請 【国民保護法第22条・第115条・第123条】**

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認められる場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○避難住民の誘導</li><li>○避難住民等の救援</li><li>○消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li><li>○保健衛生の確保</li></ul> |
|---|

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等 【国民保護法第47条・第51条】

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 警報の内容の伝達

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

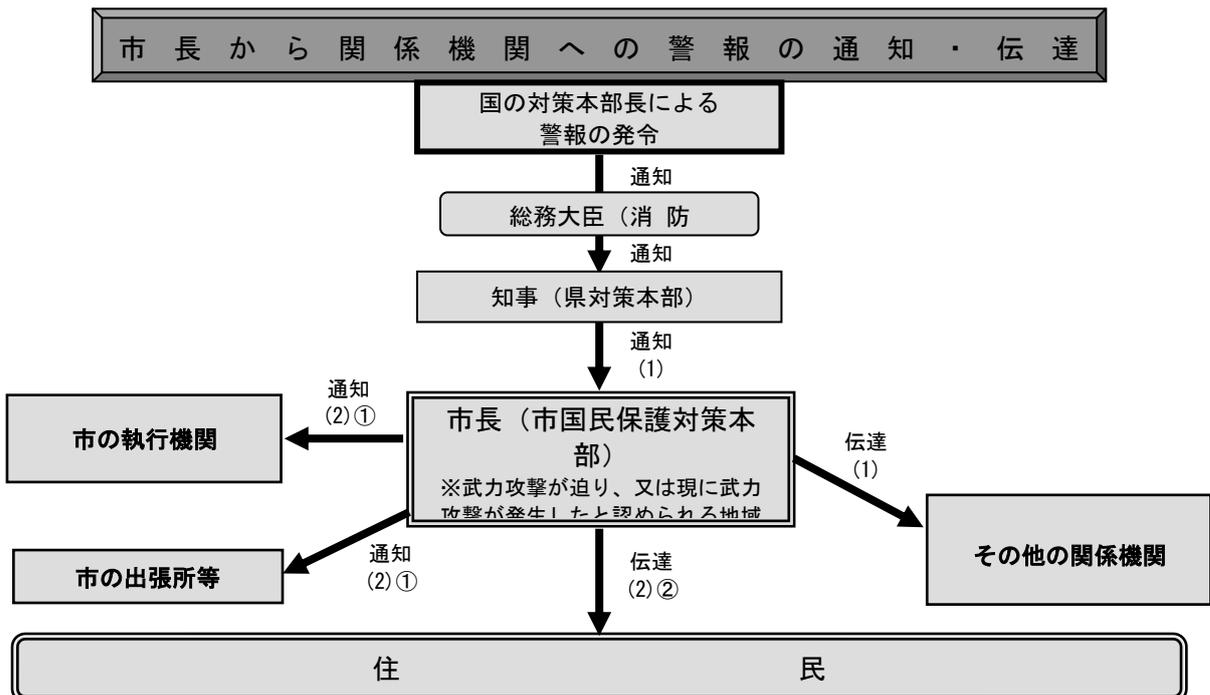
①関係機関等への通知

市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

②市民等への周知

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<https://www.city.sakura.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



(2) ②※市長は、ホームページに警報の内容を掲載  
 (2) ②※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2. 警報の内容の伝達方法

### (1) 警報内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

#### ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

#### ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

### (2) 消防機関、自主防災組織等との連携 【国民保護法第4条】

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

### (3) 避難行動要支援者に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、危機管理部・福祉部との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

### (4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方におい

て、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

**3. 緊急通報の伝達及び通知 【国民保護法第100条】**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1. 避難の指示の通知・伝達 【国民保護法第54条】

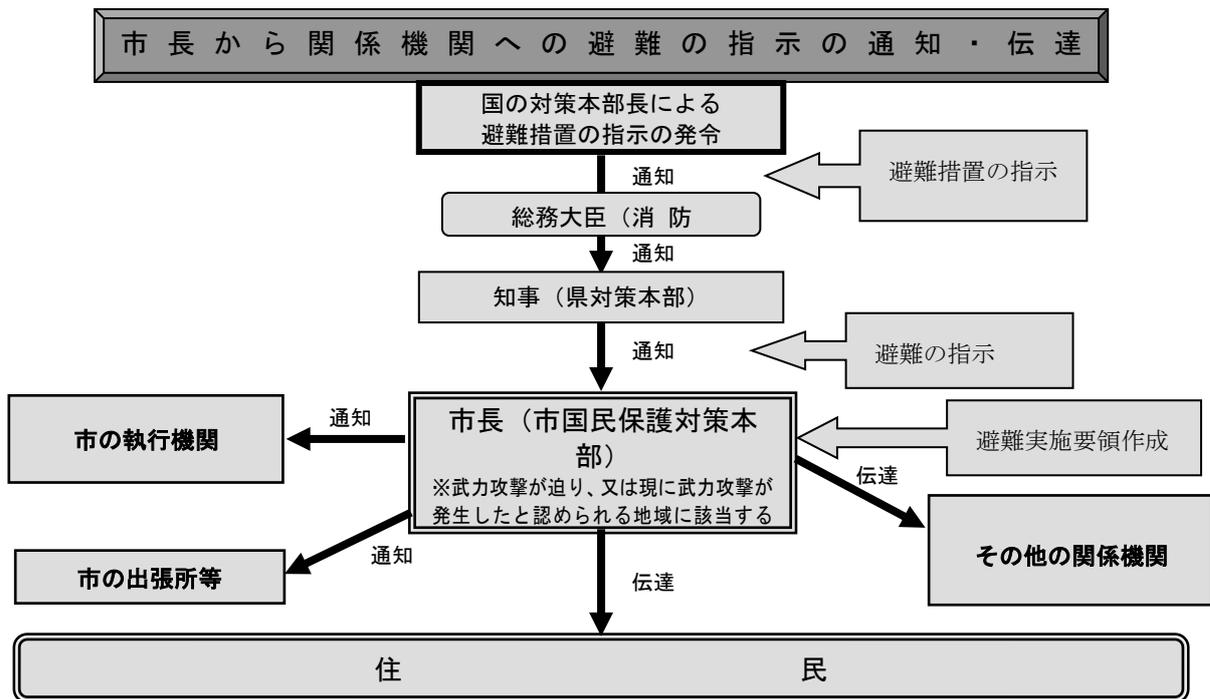
(1) 情報の収集・提供

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 避難の指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う

## 2. 避難実施要領の策定 【国民保護法第61条】

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### ※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### ※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものもありうる。

### ※【県国民保護計画における「市国民保護計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所及び集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合に当たっての留意事項
- ⑥避難の手段及び避難の経路
- ⑦市職員、消防職団員の配置等
- ⑧高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難誘導中の食料等の支援
- ⑪避難住民の携行品、服装
- ⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ①避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ②事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③避難住民の概数把握
- ④誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥要支援者の避難方法の決定  
(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

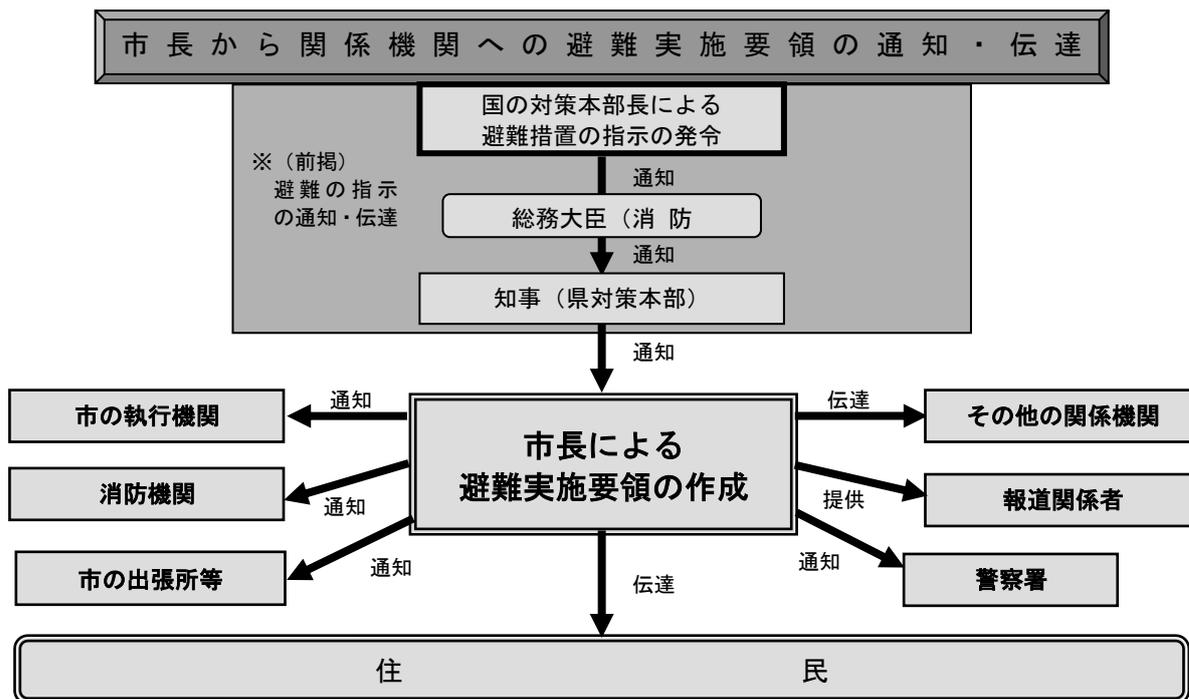
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3. 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導 【国民保護法第62条】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動 【国民保護法第4条・第62条】

消防本部及び消防署は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととなる。このため、市長は、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防本部と十分な調整を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

**(3) 避難誘導を行う関係機関との連携【国民保護法第3条・第63条・第64条】**

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

**(4) 自主防災組織等に対する協力の要請【国民保護法第4条】**

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

**(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供【国民保護法第8条・第62条】**

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

**(6) 大規模集客施設等における避難**

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

**(7) 高齢者、障害者等への配慮**

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、民間福祉事業者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

※「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

※ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

**(8) 残留者等への対応**

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混

雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

**(9) 避難所等における安全確保等**

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

**(10) 動物の保護等に関する配慮**

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

**(11) 通行禁止措置の周知**

市は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

**(12) 県に対する要請等 【国民保護法第144条】**

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

**(13) 避難住民の運送の求め等 【国民保護法第71条・第72条】**

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

**(14) 帰宅困難者への対応**

帰宅困難者が多数発生した場合、市は避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は帰宅困難者への対応について、佐倉市内駅周辺帰宅困難者等対策協議会及び県並びに近接市町村と連携を図る。

(15) 避難住民の復帰のための措置 【国民保護法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

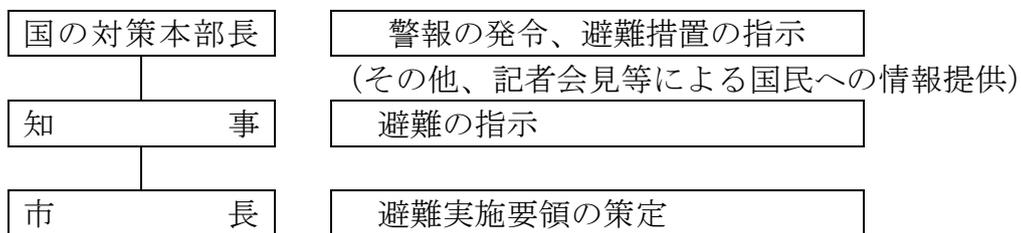
4. 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

**弾道ミサイル攻撃の場合**

- ①弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）
- ②以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合

と同様の対応をとるものとする。

### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。  
 なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

#### ※避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

#### ※昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、消防機関、警察署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

#### ※ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考え

られることから、注意が必要である。

### **着上陸侵攻の場合**

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

### 1. 救援の実施 【国民保護法第76条】

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### ※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

### 2. 関係機関との連携 【国民保護法第3条・第71条・第79条】

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3. 救援の内容 【国民保護法第75条・第76条】

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

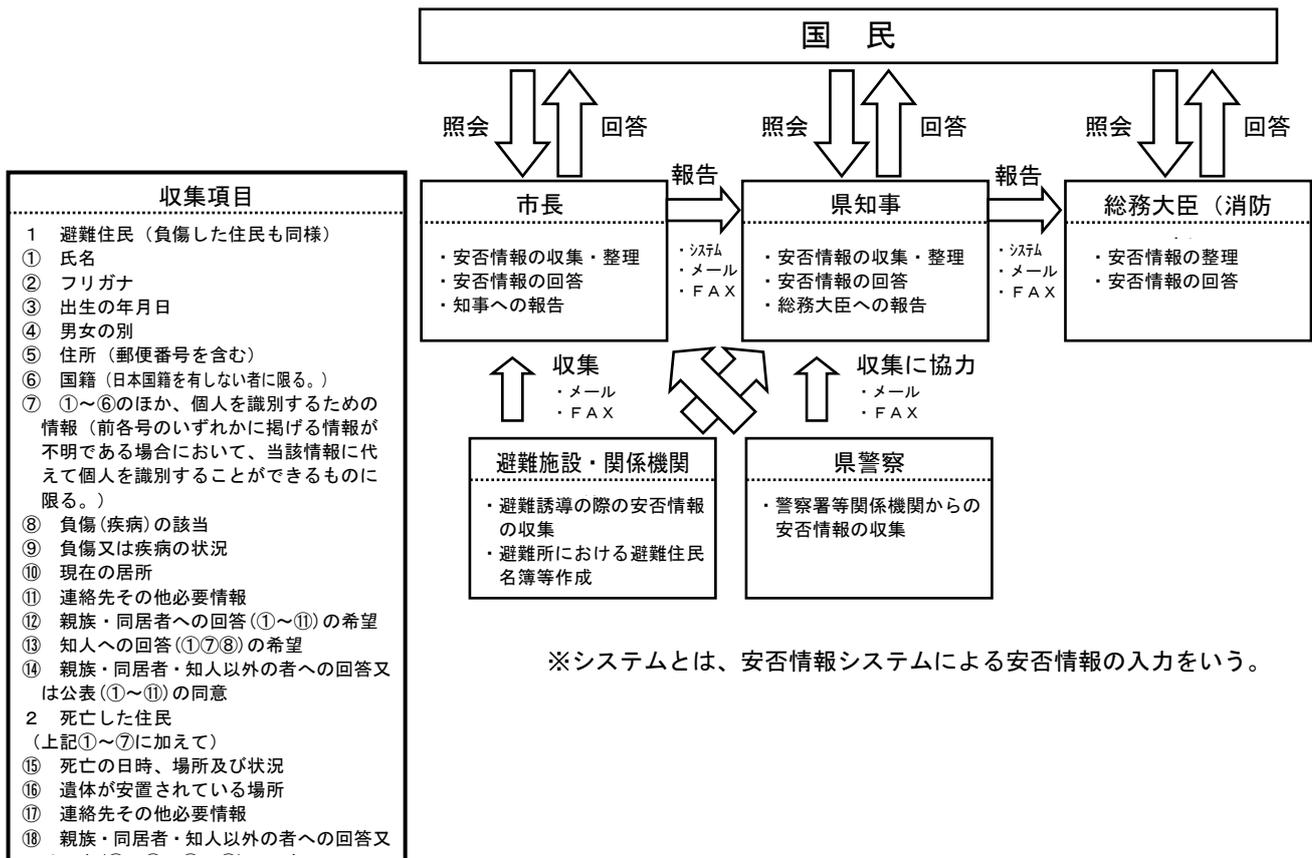
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1. 安否情報の収集 【国民保護法第94条】

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判

断に基づくものであることに留意する。

**(3) 安否情報の整理**

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

**2. 県に対する報告 【国民保護法第94条】**

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

**3. 安否情報の照会に対する回答 【国民保護法第95条】**

**(1) 安否情報の照会の受付**

**①安否情報の照会窓口の設置と周知**

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

**②照会の受付**

住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

**(2) 安否情報の回答**

**①安否情報の回答**

市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

**②回答の要領**

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる

安否情報項目を様式第5号により回答する。

**③回答後の処理**

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

**(3) 個人の情報の保護への配慮**

**①安否情報の管理**

安否情報は個人情報であるため、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

**②回答に当たっての留意点**

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

**4. 日本赤十字社に対する協力 【国民保護法第96条】**

市は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮して、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1. 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 【国民保護法第22条・第97条】

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2. 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知 【国民保護法第98条】

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急処置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める

### 1. 退避の指示 【国民保護法第22条・第112条】

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### ※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### ※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれ

るおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

①退避指示の伝達・通知等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

②退避実施に係る情報の共有・活動の調整等

市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

①市職員等との情報の共有

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

②活動の際の留意点

市の職員及び消防職員、消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③特殊標章の交付等

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2. 警戒区域の設定 【国民保護法第22条・第114条】

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自

の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

## (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

### ①警戒区域の設定

市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

### ②警戒区域の設定に係る広報・周知

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### ③警戒区域における必要な措置・連絡体制の確保

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

### ④警戒区域設定に係る情報の共有・活動の調整等

市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3. 応急公用負担 【国民保護法第111条・第113条】

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必

要な措置を講ずべきことを指示する。

**(2) 応急公用負担**

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ①他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ②武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

**4. 消防に関する措置**

**(1) 市が行う措置**

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

**(2) 消防機関の活動**

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防本部及び消防署に対し、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うよう要請するとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うものとする。

**(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請**

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防機関の応援要請を行う。

**(4) 緊急消防援助隊等の応援要請**

市長は、(3)による消防機関の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

**(5) 消防機関の応援の受入れ体制の確立**

市長は、消防機関に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊

急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防機関の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防機関の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

##### ①情報の集約・提供・活動体制の確立

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

##### ②現地調整所の設置等

市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

##### ③他市町村への支援に係る措置

市が被災地でない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種類、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

##### ④消防団の活動範囲

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

##### ⑤特殊標章の交付等

市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着

用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1. 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

市長は、消防本部に対し、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったとき、又は、自ら支援の必要があると認めるときには、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うよう要請する。また、消防団も同様の支援を行うものとする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保 【国民保護法第102条】

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

一部事務組合により管理している生活関連等施設について、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

#### 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【国民保護法第103条】

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「消防組合」という。）の管理者に対し、危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

※危険物質等について消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記(1)の措置①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1. NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における

活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

**(3) 関係機関との連携 【国民保護法第3条】**

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

**(4) 汚染原因に応じた対応**

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

**①核攻撃等の場合**

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

**②生物剤による攻撃の場合**

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

**③化学剤による攻撃の場合**

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

**※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】**

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、危機管理部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康推進部と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## (5) 市長の権限 【国民保護法第108条】

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

## (6) 要員の安全の確保 【国民保護法第22条】

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○被災情報の収集及び報告

#### ①被災情報の収集 【国民保護法第126条】

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

#### ②消防機関・警察署等との連携

市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

#### ③被災情報（第一報）の報告 【国民保護法第127条】

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

#### ④被災情報の定時報告

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 保健衛生の確保 【国民保護法第123条】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

##### ①飲料水の確保・住民への情報提供

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

##### ②水道水供給体制の整備

市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

##### ③水道施設の状況把握等

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2. 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例 【国民保護法第124条】

#### ① 廃棄物処理業の許可

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

#### ② 廃棄物処理に係る指示・指導

市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

#### ① 廃棄物処理体制の整備

市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月 環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

#### ② 県への応援要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1. 生活関連物資等の価格安定 【国民保護法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2. 避難住民等の生活安定

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等 【国民保護法第162条】

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3. 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給 【国民保護法第134条】

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理 【国民保護法第137条】

河川管理施設、道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

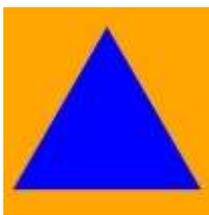
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）



（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル）

（身分証明書のひな形）

(2) 特殊標章等の交付及び管理 【国民保護法第158条】

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 基本的考え方 【国民保護法第139条】

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請 【国民保護法第140条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2. 公共的施設の応急の復旧 【国民保護法第139条】

##### (1) ライフライン施設の応急の復旧のための措置

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧 【国民保護法第141条】

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 【国民保護法第168条】

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2. 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償 【国民保護法第159条】

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償 【国民保護法第160条】

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん 【国民保護法第161条】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への備えと対処

【国民保護法第172条・第173条・第175条・第178条・第180条・第183条】

### 第1章 総論

#### 第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。  
このため、平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、緊急処理事態として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなる。

一方、今日の安全保障に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため、本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急処理事態においては、発生当初、災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられることから記述を詳細にするものとする。

## 第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要は以下のとおりである。

## 1. 攻撃対象施設等による分類

## (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

## (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	・大規模集客施設、鉄道駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
政治経済活動の中核※に対する攻撃 ※市役所、市議会、交通施設、電力・通信施設、大規模集客施設 等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生じる。

## 2. 攻撃手段による分類

### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<p>&lt;放射性物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>○水源地等に対する放射性物質の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。</li> <li>・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。</li> <li>・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。                      まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。</li> <li>・水源地等に対する放射性物質混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。</li> </ul>
<p>&lt;生物剤・毒素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>○水源地等に対する毒素等の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・水源地等に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。</li> </ul>
<p>&lt;化学剤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がり人的被害をもたらす。</li> </ul>

## (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>

## 第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

## 1. 関係機関による協力

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知識が迅速に入手できるよう関係機関との連絡体制を整備する。

## 2. 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、消防機関、警察署等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

## 3. 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、県が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

- (1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- (2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置

第5編 緊急対処事態への備えと対処

- (3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- (4) 「現地調整所」の具体的運営や位置付け

## 第2章 緊急処理事態への対処 【国民保護法第178条】

### 第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、災害対策の仕組みを活用しながら応急活動を行うなど、事態認定前の対処について以下のとおり定める。

#### 1. 初動時情報連絡体制

市の各部局等が、連絡その他の情報により緊急事態の発生を把握した場合、直ちにその旨を市長等へ報告するとともに、県及び消防機関、警察署、自衛隊等各関係機関に通報する。

#### 2. 市緊急事態連絡本部の設置

##### (1) 市緊急事態連絡本部の設置

市長は、感染症の異常な発生等の事案を認知した場合、災害対策の仕組みを活用した情報収集態勢を確立するべく市緊急事態連絡本部を速やかに設置する。市緊急事態連絡本部は、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する（市緊急事態連絡本部の組織については、第3編第1章参照）。

##### (2) 情報収集及び提供

市緊急事態連絡本部は、県及び消防機関、警察署、自衛隊等関係機関との連携のもと、当該事案に係る情報収集に努め、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

#### 3. 佐倉市緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整

##### (1) 市緊急事態連絡本部の廃止

市長は、市緊急事態連絡本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対して佐倉市緊急処理事態対策本部（以下「市緊急処理事態対策本部」という。）の設置指定が行われた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡本部は廃止する。

##### (2) 市災害対策本部から移行する場合の調整

市が、事態を大規模事故として判断し、又は、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく市災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、本市に対して市緊急処理事態対策本部の設置指定が行われた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設

置し、市災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市緊急処理事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。

## 第2 市緊急処理事態対策本部の設置等 【国民保護法第181条】

市が緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順について以下のとおり定める。

### 1. 市緊急処理事態対策本部の設置手順

#### (1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、国から市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に市緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替えるものとする。

#### (2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ① 市緊急処理事態対策本部員及び同本部職員の参集
- ② 市緊急処理事態対策本部の開設
- ③ 交代要員等の確保
- ④ 代替施設における本部機能の確保

### 2. その他市緊急処理事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- (1) 市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- (2) 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能
- (3) 市緊急処理事態対策本部における広報等
- (4) 市現地対策本部の設置
- (5) 市緊急処理事態対策本部長の権限
- (6) 市緊急処理事態対策本部の廃止
- (7) 通信の確保

### 第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

#### 1. 初動時における連携の基本モデルと主な役割

緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第3編の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県、消防機関、警察署等の各機関との連携である。

なお、初動時における現地对処関係機関の主な役割や基本的な連携モデルは、県計画に示されているものに準ずるものとする。

#### (1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急対処事態認定可能性事案」という）発生時の主な関係機関の役割

佐倉市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など



## 2. 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

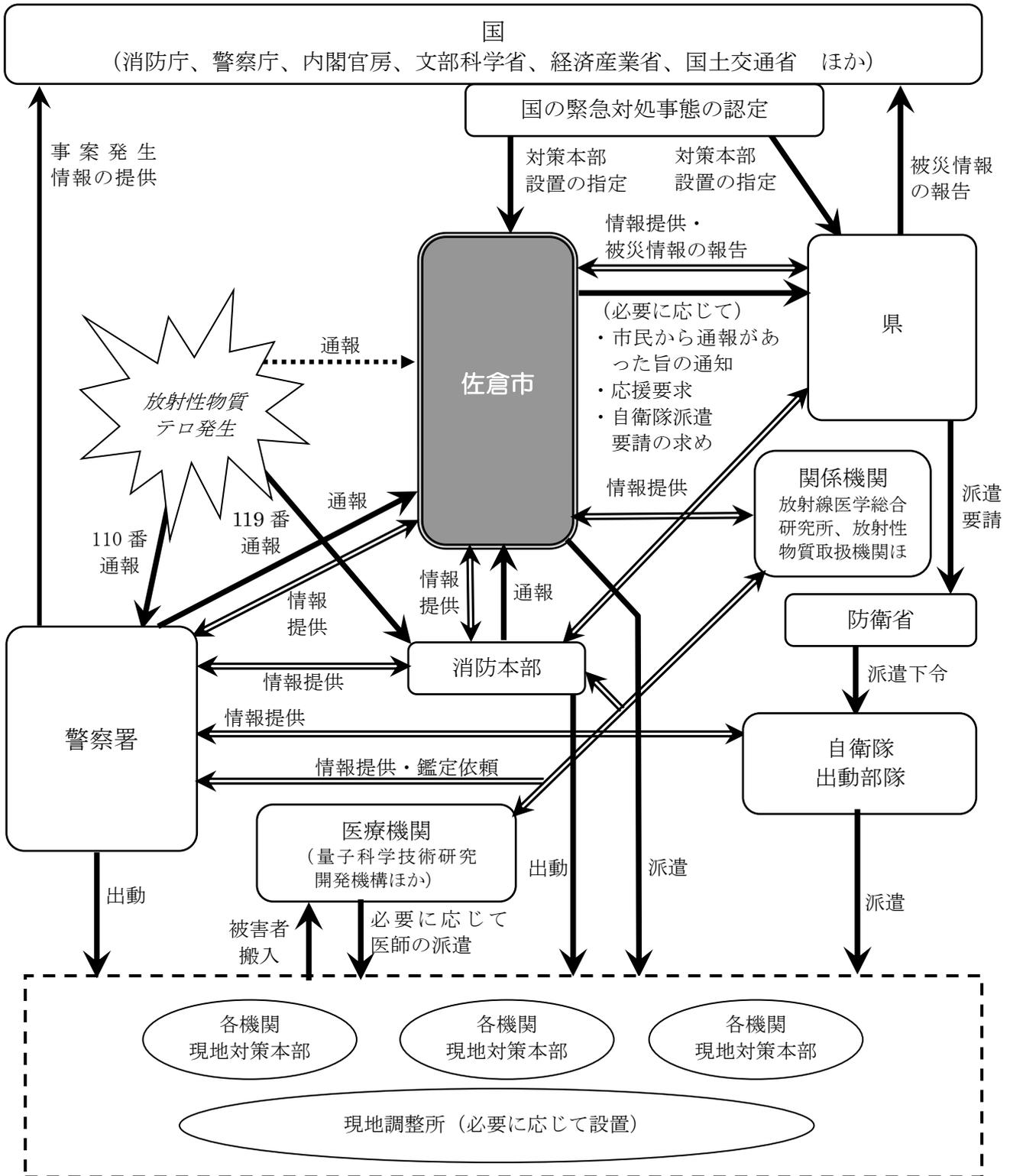
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

### (1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という）

#### ① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

佐倉市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など

② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



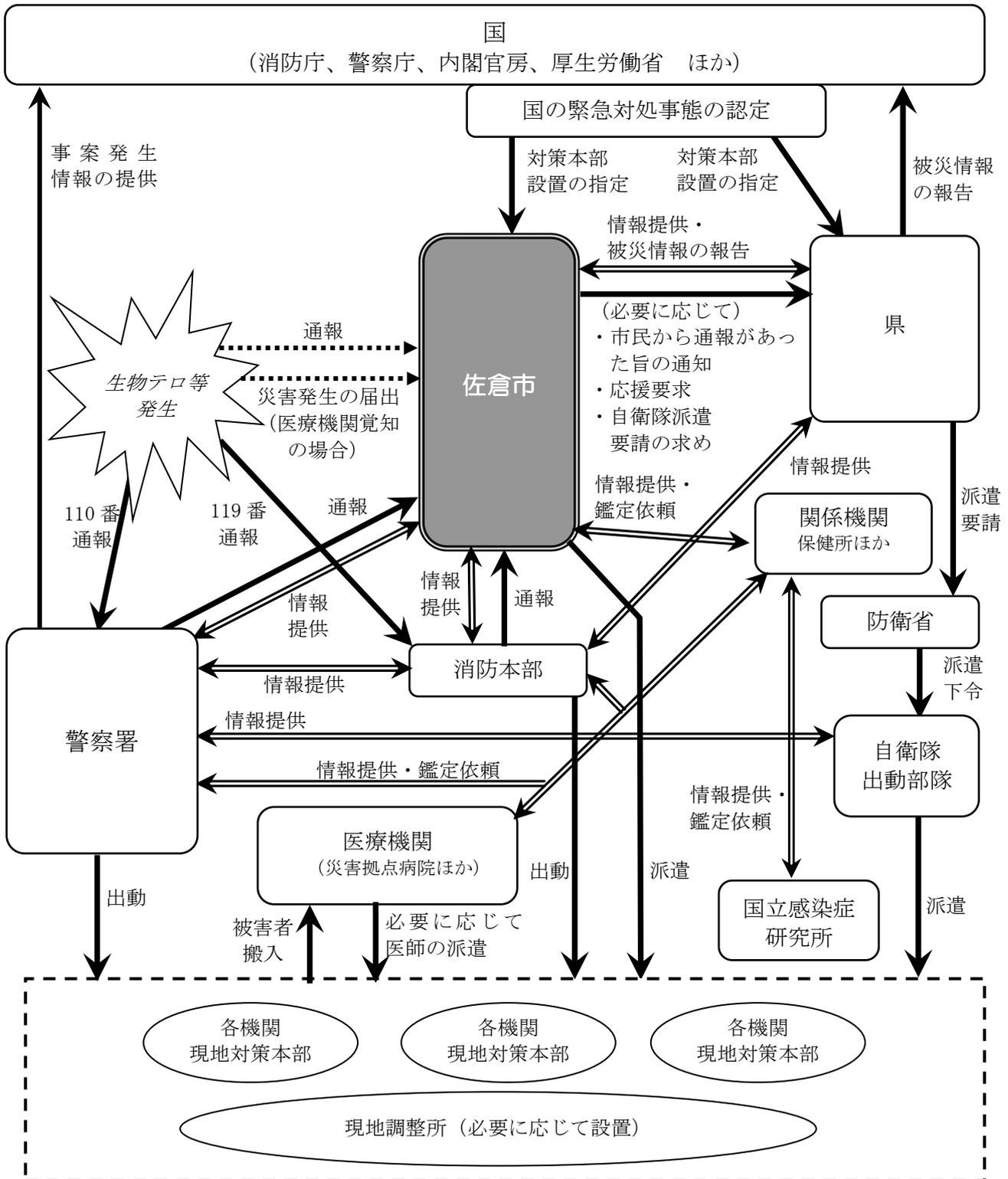
※放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるということが挙げられる。

(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

佐倉市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター（保健所）への届出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ」という。）

① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

佐倉市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

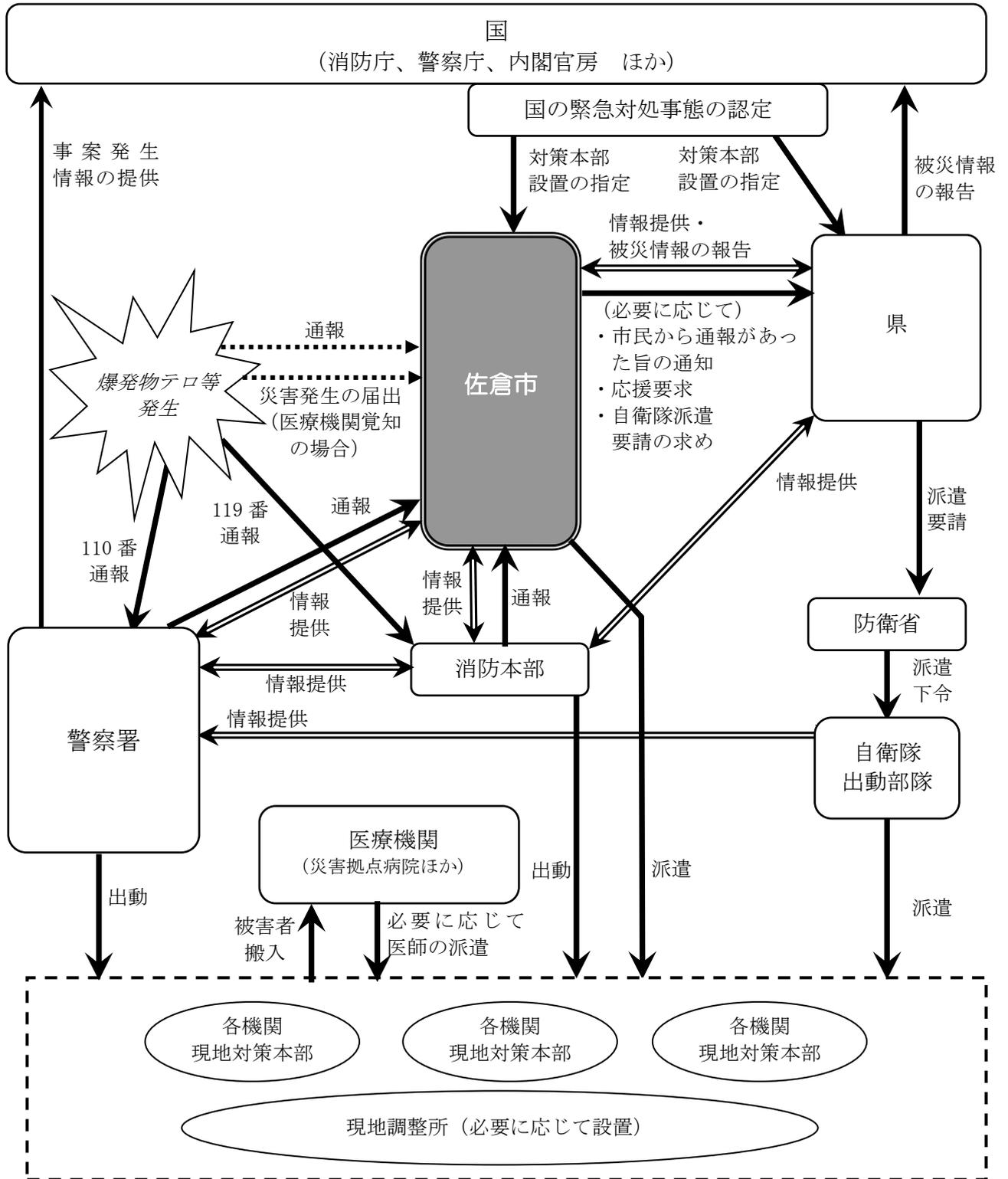


(4) 爆発物が使用された緊急対応事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

佐倉市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など

② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



**第4 緊急対処事態への対処上の留意点** 【国民保護法第182条・第183条】

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

**1. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達**

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

**2. 特殊標章等の標章の取扱い**

特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

**3. 国民経済上の措置の取扱い**

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

**第5 緊急対処事態に係る復旧等**

緊急対処事態において必要となる復旧等は、武力攻撃災害に対するものと同様と考えられることから、第4編に基づく対処を図るものとする。